

宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーションにおける処遇改善加算等の取得状況と支給（配分）方法について

①介護職員処遇改善加算Ⅰならびに福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ

■支給対象者 ・管理者、サービス提供責任者、常勤ヘルパー、臨時ヘルパーを対象に支給する。
■支給時期 ・この加算については、「第１号処遇改善手当」として毎月給与に上乗せして支給する。
■支給方法 ・４月から２月までは「第１号処遇改善手当」として毎月支給する。 ・３月は「第１号処遇改善手当」の一時金として支給する。
■支給額 ・４月から２月までは本会規程と配分計画書に基づく「第１号処遇改善手当」として各月定額を支給する。 ・３月は配分計画書に基づきサービス提供責任者、常勤ヘルパー、臨時ヘルパー毎に定められた支給率により算出された金額を「第１号処遇改善手当」の一時金として支給する。
■周知方法 ・「第１号処遇改善手当（一時金含む）」として給料明細に明記する。 ・基本的な支給方法が変更になる場合は、原則として文書にて通知する。

②介護職員等特定処遇改善加算Ⅱならびに福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

■支給対象者 ・管理者、サービス提供責任者、介護福祉士有資格者を対象に支給する。
■支給時期 ・この加算については、「資格手当」として支給対象者に毎月支給する。
■支給方法 ・４月から２月までは、支給対象者に「資格手当」として支給する。 ・３月は「資格手当」の一時金として、支給対象者に支給する。 ※一時金については、３月にこの加算の支出残余金がある場合に限り支給する。 ※３月にこの加算の支出残余金がない場合は、４月から２月までの各月定額を支給する。
■支給額 ・４月から２月までは本会規程に基づく「資格手当」として各月定額を支給する。

- ・ 3月 は配分計画書に基づきサービス提供責任者、常勤ヘルパー、臨時ヘルパー等に定められた支給率により算出された金額を「資格手当」の一時金として支給する。

※一時金については、3月にこの加算の支出残余金がある場合に限り支給する。

※3月にこの加算の支出残余金がない場合は、4月から2月までの各月定額を支給する。

■周知方法

- ・「資格手当（一時金含む）」として給料明細に明記する。
- ・基本的な支給方法が変更になる場合は、原則として文書にて通知する。

③介護職員処遇改善支援補助金ならびに福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金

■支給対象者

- ・管理者、サービス提供責任者、常勤ヘルパー、臨時ヘルパー、事務員を対象に支給する。

■支給時期

- ・この加算については、「第2号処遇改善手当」として毎月給与に上乗せして支給する。

■支給方法

- ・4月から2月までは、「第2号処遇改善手当」として毎月支給する。
- ・3月は「第2号処遇改善手当」の一時金として支給する。

※一時金については、3月にこの加算の支出残余金がある場合に限り支給する。

※3月にこの加算の支出残余金がない場合は、4月から2月までの各月定額を支給する。

■支給額

- ・4月から2月までは、配分計画書に基づき算出された金額を「第2号処遇改善手当」として支給する。
- ・3月は配分計画書に基づきサービス提供責任者、常勤ヘルパー、臨時ヘルパー毎に定められた支給率により算出された金額を「第2号処遇改善手当」の一時金として支給する。

※一時金については、3月にこの加算の支出残余金がある場合に限り支給する。

※3月にこの加算の支出残余金がない場合は、4月から2月までの各月定額を支給する。

■周知方法

- ・「第2号処遇改善手当」として給料明細に明記する。
- ・基本的な支給方法が変更になる場合は、原則として文書にて通知する。